司法試験委員会会議(第9回)議事要旨及び議事録

(司法試験委員会庶務担当)

1 日時

平成 1 6 年 8 月 2 日 (月) 1 5 : 3 0 ~ 1 7 : 4 0

2 場所

司法試験考查委員室

3 出席者

(委員長)上谷清

- (委員)小幡純子,神垣清水,髙橋宏志,長谷川眞理子,本間通義 (敬称略)
- (幹事)大谷晃大,椛嶋裕之(敬称略) (議題1についてのみ出席)
- (同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課)) 池上政幸人事課長,横田希代子人事課付(幹事兼任),古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 新司法試験選択科目の選定について
- (2) 平成16年度司法試験第二次試験論文式試験の実施状況について
- (3) 平成16年度司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて
- (4) 平成16年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について
- (5) 新司法試験問題検討会(選択科目)の開催について
- (6) 新司法試験問題検討会における検討状況について 議題(1)については,司法試験委員会議事細則第5条第2項に基づき議 事録を作成

5 配布資料

- 資料 1 平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目(専門的な法律の分野に関する科目)の選定について(答申)(案)
- 資料 2 司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準(案)
- 資料 3 司法試験考查委員推薦候補者名簿
- 資料 4 新司法試験問題検討会委員候補者名簿【選択科目】(案)
- 資料 5 新司法試験問題検討会構成員名簿(案)

6 議事等

(1) 新司法試験選択科目の選定について

【上谷委員長】それでは,まず,第1の議題の「新司法試験選択科目の選定について」に入ります。

これまで,法務大臣からの諮問を受けて新司法試験選択科目の選定について審議してまいりました。前回にも御議論いただいておりますが,本日は,法務大臣への具体的な答申の内容について審議したいと存じます。

初めに,答申案について大谷幹事から説明してください。

【大谷幹事】選択科目の選定につきましては,内容的なものを前回御検討いただき,その結果をどういう形で法務大臣に対して答申するかについて幹事の方で検討するようにということで,宿題をいただきました。本日は,幹事において検討した結果をまとめたものを,資料1として配布させていただきました。よず,資料1の1においてその内容について説明させていただきます。まず1の1において、それのの議論で選択科目として相当であるとされた8科目についてあると関ロが相当というな形にまとめさせていただきました。ただ,この8科目の中で、までの分な形にまとめさせていただきました。ただが一般的な具体の科目ではならて、いわば、ここでつくった造語のようなものでで、これら8科目の出題の範囲につきましては,今後,新司法試験問題検討にいる。8科目の出題の範囲につきましては,今後,新司法試験問題検討によれる8科目の出題の範囲につきましては,今後,新司法試験問題検討にこれら8科目の出題の範囲につきましては,つ後・新司法試験問題検討にしている8科目にも作られる予定ですので,そこで更に検討を進めていただきました。

それから前回の御議論でも一番問題になりました見直しの関係についてどう いう形で答申するかということにつきまして検討いたしましたが,あまり抽象 的に見直しが必要であるということだけでは十分ではなかろうということで, ある程度具体性を持たせた内容になっております。ただ,ここで「必要な見直 しを行うことが相当である」とまとめてありますが,これは必ずしもその段階 がきたら必ず何らかの改正をしなければいけないということではなくて,あく までもその時点で検討を加えて、その結果今般選びました8科目でそのまま引 き続き実施して差し支えないということになれば,その8科目が続くというこ とになりますし,また別の,今回採用されなかったいろいろな科目につきまし て,その後の状況等を踏まえて更に加えるということもありますでしょうし, 今 般 選 択 さ れ ま し た 科 目 に つ い て も , そ の 後 の 試 験 の 実 施 状 況 い か ん に よ っ て は、場合によっては選択科目から外すというようなことになるかもしれません。 つまり,新試験を3回程度実施したあと必ず何らかの改正をするというわけで はございませんが,その時点において,ここに記載したような色々な観点から 改正の要否について検討するということを求めるものです。私からの説明は以 上でございます。

【上谷委員長】この答申の案はあらかじめ皆さんに御覧いただいているかと思い

ますが、何かこの答申案について、御意見、御質問はございますでしょうか。

【本間委員】若干気になるところがございます。この資料1の1についてはこれでいいかと思います。2でございますけれど,2の第一文は今回の8科目以外の科目についての検討の問題です。第二文が,今回決定される選択科目8科目についての必要な見直しを行うという文章であるかと思います。そうするとその両文をつないでいる「そこで」という部分なんですが,その部分のつながりが悪いと思います。

【上谷委員長】「柔軟かつ機動的に対応する必要がある。」その次ですか。

【本間委員】つまり,今回決定される選択科目については,実際の実施状況に照らして,司法修習の状況等をも勘案して,必要な見直しを行うことが相当である。これは,多分8科目の中のどれか不適当なものがあれば場合によっては減らすということを意味しているのかと思います。それから第一文は8科目以外のものについて,第一の趣旨として加えていく可能性があるとそういう意味だと思います。第一文と第二文が「そこで」というつながりでは収まりが悪いのではないか,いうことでございます。

第一文と第二文の関係は,理由付けではなくて,第一文と第二文の関係はむ しろ並立的といえるのではないかと思われます。そうすると「そこで」ではな くて,例えば「また」ですとか,そういうような言葉になるのではないかとそ ういうように思われます。

【小幡委員】これらの科目以外の科目が前半で,この8科目について実際にばら つきを見るというのが次の段落であるということですね。

【本間委員】その部分が第二文であると、そういう趣旨で書かれていると思いますので。

【上谷委員長】ほかの皆さんいかがでしょうか。「また」にしますか。

【横田人事課付】幹事として幹事会に出席しておりましたので,幹事会としての理解を申し上げたい思います。確かに本間委員御指摘のとおり,第二文では,「今般決定される選択科目については」という限定的な言い方をしておりますので,一文目と二文目では別のことについて述べているかのように受け取られる可能性がございます。しかし,実は,私は,幹事会での議論のときには,一文目が二文目の理由付けであるというふうに理解しておりました。つまり,第二文目は,8科目に何か新しい科目を付け加えるかどうかということも含め,新司法試験を3回程度実施した後に見直しを行うということを述べているのだと考えていたのです。と申しますのも,もしも第一文と第二文を並列だといた

しますと,選定された 8 科目について不適切なものを省くかどうかという点の見直しについては 3 回程度実施した後に行うことが第二文に書かれているのですけれども,新たな選択科目を付け加えるかどうかということについては,いつ見直しを行うのか,全く書かれていないということになります。そこで,第一文と第二文を「また」などの接続詞でつなぎ,並列であるというふうに書き直しますと,幹事会での理解とは異なった趣旨になるのではないかなと思います。ただ確かに,「今般決定された選択科目」という言い方は限定的な趣旨に読めますので,本間委員の御指摘もごもっともかと存じます。

【本間委員】私も,若干違和感を感じたのは,「今般決定される選択科目については」というこの読み方なんですね。そこに限定されているのかどうかということなんですが。

【椛嶋幹事】端的に「今般決定される」を取ってはどうでしょうか。

【大谷幹事】私も全く今同じことを考えていたのですが,「そこで今般決定される」を取ってしまって,「必要がある。」のあとに「選択科目については」という文章で始まればそれでもいいのかなと思います。

【上谷委員長】どういう文章になるんですって。

【大谷幹事】「そこで,今般決定される」を削ったらいかがかということです。

【小幡委員】「そこで」も削除しますか。

【椛嶋幹事】「そこで」は残した方が,先ほど横田幹事のおっしゃった趣旨から しても,論理関係としては明確になる感じがします。

【本間委員】理由付けと結論ということですね。

【椛嶋幹事】そこを残した上で「今般決定される」と限定されるのではないという趣旨をはっきりさせればよいのではないでしょうか。本間委員の御懸念を踏まえて修正するとすれば、「今般決定される」という部分だけ削れば誤解の余地はなくなるかと思いますけれど。

【上谷委員長】「そこで,選択科目については」とこう続くわけですか。本間委員,それならよろしいですよね。

【本間委員】それなら構いません。

【上谷委員長】「今般決定される選択科目」と限定が入るので,ちょっと違和感があったんですね。今回決定される選択科目については必要な見直しを行うことが相当であると限定してしまうとつながりが悪いけれども,選択科目について必要な見直しを行うと言うならいいというわけですね。わざわざ「今般決定される選択科目について」と言わなくても,選択科目について必要な見直しを行うことが相当である,あるものをいらなくするんだというのも含むんだと。こう読みなさいという。よろしいでしょうか。

それでは「そこで,選択科目については」とこう続けて,「今般決定される」という部分だけ除いてください。「そこで,選択科目については,新しい司法試験を3回程度実施した後,上記1に掲げた判断要素に加え」こういうふうに続くわけですね。そういうことで,皆さん御異存がないと思いますので,こういう案で大臣に対する答申を進めてください。この後の答申の取扱いについてはどうなるんですか。

【池上人事課長】答申につきましては,事務当局において,速やかに書面により 法務大臣に報告いたします。

【上谷委員長】日付についてはどうなりますか。

【池上人事課長】本日付にて文書を作成いたします。

【上谷委員長】本日の日付をこの文書に入れていただいて,私の名前で文章を作成して,事務当局の方から大臣に文章を届けていただくと,そういうことになりますか。

【池上人事課長】それを受けまして,司法試験法に定める省令制定の省内手続に 入っていくとそういう形になります。

【上谷委員長】そういうことで、事務的に手続を進めていただきます。

【池上人事課長】選択科目の御答申の案については,適宜幹事ないし事務局の方 で広報したいと考えておりますので,御了承いただければと思います。

(一同了承)

(幹事退出)

(2) 平成 1 6 年度司法試験第二次試験論文式試験の実施状況について

事務当局から,平成16年度司法試験第二次試験論文式試験の実施状況について報告があった。

- ・論文式試験受験者予定者数7,439人 受験者数7,287人
- ・受験特別措置の取扱いでは、「体幹又は上肢の機能障害が著しいもので、筆記による解答が不可能な者については、ワードプロセッサの使用(入力装置はキーボードに限る。)を認める」(平成16年7月9日委員会決定の一部改正)との決定に基づく措置が実施された。

(3) 平成16年度司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者の取扱い について

不正受験者に対する司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準について,事務局案について協議の結果,受験禁止期間の1年の態様欄から「単純な不正行為」の「単純な」の文言を削除修正することとし,資料2のとおり,決定された。

平成 1 6 年度司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者に対し、行政手続法に基づく弁明の機会を付与したところ、相手方から弁明書が提出されたので、これを受けて再度協議が行われた。協議の結果、当該不正受験者について、隣席の受験者の答案をのぞき込む不正行為を行ったことを理由として、1年間の受験禁止処分とすることが決定され、処分通知書を発出することとされた。

(4) 平成16年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について

今年度の口述試験において受験者の増加が見込まれることにより,司法試験考査委員の増員が必要となることから,平成 1 6 年度司法試験第二次試験考査委員(口述試験担当)として,資料 3 記載の候補者を法務大臣に推薦することが決定された。

(5)新司法試験問題検討会(選択科目)の開催について

新司法試験問題検討会(選択科目)の委員について,資料4の候補者名 簿案のとおり了承された。

新司法試験問題検討会の行政法の委員の変更について,資料 5 の名簿案のとおり了承された。

(6)新司法試験問題検討会における検討状況について

新司法試験問題検討会における検討状況について,問題検討会構成員となっている司法試験委員会委員より,各科目の問題検討会における検討の 進捗状況について,以下のとおり報告がなされた。

· 公法系科目

公法系科目では,「新司法試験実施に関する研究調査会」の最終報告書を尊重しつつ,具体的な検討を進めている。試験範囲についても,最終報告書記載のとおり,法務省令をもって試験範囲を明示することはし

ない方針である。

なお、公法系の理解に当然必要となる地方自治法、情報公開法等の基本的知識、すなわち、憲法、行政法の授業で当然触れるものについては、新司法試験でも問うこととするが、そのような法律について細かな知識を詳細に問うことまではしない、という方向で議論が進んでいる。この点について、どのような形で受験者等にメッセージとして伝えるかということに関しては、ほかの科目との足並みをそろえたい。

短答式試験の問題については,研究調査会の最終報告書での「幅広い分野から基本的な問題を多数出題することにより,専門的な法律知識及び法的な推論の能力を試す」という基本方針に基づき,併せて,出題形式や配点を多様化することを検討している。

現在短答式試験のサンプル問題案を作成しており,9月初旬までには,原案が完成する予定。論文式試験の問題については,一般論として,比較的長文の具体的事例を出題し,法的な分析,構成,論述能力を試すことを中心とする方向で検討しており,出題形式等について更に検討を進めた上,9月初旬から具体的な問題案確定の作業に入る予定。

・民事系科目

短答式試験の問題について,サンプル問題案及び来年のプレテスト用の問題案を平行して作成し,更に検討を行っている。複数の法分野にまたがる問題も含まれているため,今後民法,商法,民事訴訟法の各分野から少人数の委員を出して調整,確認作業を行う予定。論文式試験の問題についても,既にいくつかの問題案が提出されており,今後更に検討を加える予定。適宜,試験の範囲,付随事項の検討も行っている。

試験の範囲については,民事執行法,民事保全法に関する分野も,民法,商法,民事訴訟法等の授業で通常教えられることを出題範囲とすべきであるという意見が大勢であるが,その内容・範囲については,更に検討を進めている。 短答式試験について,ある選択肢を選択した場合,マイナス点となる選択肢を設ける提案もあり,このことについてはさらに議論したい。

また,論文式試験の答案の量についても,現在,いろいろな意見を出 し合っている段階である。

· 刑事系科目

短答式試験のサンプル問題の作成を行い,ほとんど骨格が出来上がっている状況。今後,論文式試験の問題についての検討を更に進めていく予定。

短答式試験については , 1 問 1 点の配点 , 時間は 1 時間半とすることで議論が進んでいる。

論文式試験の出題範囲については,通常の刑事系科目の授業で教えられると思われる隣接分野については出題される,というのが共通認識となっており,その内容について議論している状況である。また,出題範

囲をどう一般にアナウンスするかという点については,サンプル問題を 公表する際に注記を付す方法,司法試験委員会の議事録の中で明らかに するという方法など,これから更に検討する予定である。

新司法試験における公法系,民事系及び刑事系科目の出題の範囲に関して,答申において選択科目とされなかった周辺の法分野(例えば,地方自治法,民事執行・保全法,少年法・特別刑法・刑事政策等)との関係については,各科目別の検討状況も勘案して,今後の委員会においても更に協議することが確認された。

7 次回の開催日程等について

次回の第10回委員会会議は,9月3日(金)午後1時30分から開催することが確認された。

(以上)